千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料

千葉県廃棄物処理計画

~平成24年度、平成25年度の各施策の取組み状況~

環境生活部資源循環推進課

第8次千葉県廃棄物処理計画進捗状況(H24、H25) 評価一覧

	施策体系	H24評価	H25評価	摘要
Ι	資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと	∶適正な廃	棄物マネ	ジメントの推進
	1 3Rを推進する県民運動の展開	0	0	
	2 市町村との連携の強化	Δ	0	
	3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推 進	0	0	
	4 排出事業者における廃棄物マネジメントの促進	0	0	
Π	資源循環の基盤となる産業づくり			
	1 静脈産業の活性化	Δ	Δ	
	2 優良な産業廃棄物処理業者の育成	0	0	
	3 再生資源の利用の促進	0	0	
	4 バイオマスの活用の推進	0	0	
	5 各種リサイクル法の遵守の指導	0	0	
Ш	廃棄物の適正処理の確保			
	1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保	0	0	
	2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の 普及促進	0	0	
	3 有害廃棄物の適正処理の推進	0	0	
	4 災害廃棄物等の処理体制の整備	0	0	

第8次千葉県廃棄物処理計画進捗状況(H24、H25) 評価一覧

	施策体系	H24評価	H25評価	摘要
IV	廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶			
	1 環境美化意識の向上と実践活動の推進	0	0	
	2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上の推 進	0	0	
	3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対す る指導の徹底	0	0	
	4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去 対策の実施	0	0	
V	持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みて	づくり		
	1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討	0	0	
	2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管理のあり方の検討	0	0	
	3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の 検討	Δ	0	
	4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の検討	0	0	
	5 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の 推進	0	0	
	6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実 態把握方法等の検討	0	0	
	7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望	0	0	

I 資源循環を推進するためのライス	スタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの扌	隹進
-------------------	------------------------	----

I 資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進			
1 3Rを推進する県民運動の展開			
施策内容	23年度取組状況	24年度取組状況	
資源循環型社会の構築を目指すためには、県民一	3Rを推進する県民運動として、市町村等と連携・協	3Rを推進する運動として、市町村と連携して「ちばレ	
人ひとりが環境への負荷の低減に配慮したライフスタ	働して「ちばレジ袋削減エコスタイル」、「ちば食べきり	ジ袋削減エコスタイル」、「ちば食べきりエコスタイル」、	
イルへの転換を図っていくことが重要です。	エコスタイル」、を全県的に展開ました。県民に対して、	を全県的に展開しました。県民に対しては「ちばレジエ	
また、廃棄物を有用な「循環資源」として有効利用し	ホームページやチラシ等での「ちばレジェコサポー	コサポーター」への登録の呼びかけ、事業者へは各運	
ていくためには、収集から資源化、さらにはその有効	ター」への登録の呼びかけ、「エコスタイルクッキング講		
利用に至るまで、一連の流れが円滑かつ効率的に展		各取組の普及啓発に努めました。	
開していく必要があります。	インアップ)の呼びかけを行い、各取組の普及啓発に	各市町村における不用品の再利用に関する情報発	
	努めました。	信の方法や取組状況を調査し、最新情報としてホーム	
そこで、市町村等との連携を図りながら、3Rを推進		ページに公表しました。	
する県民運動を展開し、新たなライフスタイルへの転換される。	を、千葉県適正処理推進大会において表彰し、資源循		
換を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進	塩型社会の県氏の意識つくりを行いました。	を、千葉県適正処理推進大会において表彰し、資源循	
します。		環型社会の県民への意識づくりを行いました。	
	 (ちばレジ袋削減エコスタイル)	 (ちばレジ袋削減エコスタイル)	
〇 「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動の展開	(つはレン表前/成エコヘメイル) ・レジエコサポーター登録数: 20.944人(24年3月末)	(つはレン表前/成エコペダイル) ・レジエコサポーター登録数: 24.732人(25年3月末)	
〇 「ちば食べきりエコスタイル」運動の展開	・サインアップ事業者数: 23社3団体の2,343店舗(24	・サインアップ事業者数: 25社3団体の2,363店舗(25	
〇 廃棄物の再利用に関する情報ネットワークの構築	年3月末)	年3月末	
〇 各主体の相互連携の推進	(ちば食べきりエコスタイル)	(ちば食べきりエコスタイル)	
〇 表彰の実施	- エコスタイルクッキング講座: 2回開催	·協力事業者登録数: 206(25年3月末)	
	-協力事業者登録数:200(24年3月末)		
	(表彰)	(表彰)	
	一般廃棄物関係 知事感謝状20人 部長感謝状75人	•一般廃棄物関係 知事感謝状20人 部長感謝状75	
	産業廃棄物関係 知事感謝状8人 部長感謝状21人	人	
	循環型社会形成推進功労者	•産業廃棄物関係 知事感謝状8人 部長感謝状22	
	知事感謝状3団体 部長感謝状7団体	人	
		•循環型社会形成推進功労者	
		知事感謝状3団体 部長感謝状8団体	
関係課: 資源循環推進課	取組評価:〇	取組評価:〇	

2 市町村との連携の強化		
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
県と一般廃棄物の処理責任を担っている市町村とが	市町村と県の意見交換会や、市町村を対象とした廃	市町村と県の意見交換会や、市町村を対象とした廃
連携を強化し、一般廃棄物の減量化や資源化をさらに		棄物対策事業研修会を開催し、一般廃棄物処理に係
進めていくことが重要です。		る課題等の情報交換、事例や問題の相互共有を図
また、ごみ処理有料化や分別収集の促進など地域		り、一般廃棄物処理事業が適切に円滑に進むよう情
住民の理解が不可欠な取組みを進めるためには、先		報提供や助言を行いました。
進的な取組み等の情報を共有していくことも必要で	また、ごみ処理有料化についての市町村等の状況に	
す。	ついて把握し、ホームページで公表をしたほか、容器	ついて把握し、ホームページで公表しました。
	包装廃棄物のリサイクルに関する県民向けのシンポジ	
	ウムやバスツアーを実施し、市町村が行う一般廃棄物	
の促進に関する取組みが円滑に進むよう情報提供や	の減量化や資源化への県民理解を深めました。	
助言などを行います。		(
	(意見交換会)	(意見交換会)
	千葉県環境衛生促進協議会の全5支部で実施	・千葉県環境衛生促進協議会の全5支部で実施
〇 ごみ処理有料化の促進		・廃棄物対策清掃事業研修会を1回実施
○ 容器包装廃棄物の完全分別等の促進		
○ 事業系一般廃棄物の削減対策の促進		
○ 市町村との意見交換会・研修会の実施		
し 市場刊との志元文揆公 研修会の失施		
関係課:資源循環推進課	取組評価: △	取組評価: △

3 「知識から実践」を定着させる環境学習等の推進			
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況	
施策内容と主な取組 ごみの減量化や環境への負荷の低減を図るライフス タイルへの転換を進めるためには、ごみの排出状況や	23年度取組状況 県民自らの体験を通して循環型のライフスタイルについて考える機会を提供するため、循環型社会体験ツアーやエコスタイルクッキング講座を開催しました。また、生涯大学校等で廃棄物と資源循環についての講座を実施したほか、日常生活と関わりの薄い産業、事業物処理について県民の理解を深めるため、県民、事業者、行政によるシンポジウムを2回開催しました。(シンポジウムの第1回は東日本大震災の経験から、特別企画として災害廃棄物の処理をテーマとして開催) (環境学習) ・循環型社会体験ツアー 2回 ・エコスタイルクッキング講座 2回 ・生涯大学校出前講座 6回 (シンポジウム) 第1回:千葉市内:参加者 約200名 テーマ:特別企画「日本の災害廃棄物処理の現状と課題」 第2回:千葉市内:参加者 約100名 テーマ:「知ろう、考えよう! 私たちの生活と産業廃棄	生涯大学校等で廃棄物と資源循環についての講座 を実施し、循環型ライフスタイルについて考える機会を 提供しました。 また廃棄物処理業の許可業者を対象に、産業廃棄 物処理についての理解を深めるとともに、適正処理の	
	物」		
関係課:資源循環推進課	取組評価:〇	取組評価:○	

4 排出事業者における廃棄物マネジメントの(足進	
施策内容と主な取組	23年度取組状況	24年度取組状況
『もの』の製造、流通、販売などを行う事業者(排出事業者)は、企業の社会的責任を果たす上からも、自ら廃棄物の排出抑制や資源化に率先して取り組むことが求められています。 また、事業活動に伴い排出される廃棄物については、その適正な処理に責任を持って対応する必要があります。 そこで、排出事業者に対し、処理責任を適切に果たし、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた自主的な取組みが促進されるよう指導や啓発を行います。	多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告について、千葉県ホームページで公開すると共に、提出された廃棄物処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むように事業者を指導しました。 中小零細事業者に対しては、排出抑制・減量化に向けた助言を行うアドバイザー事業について検討しました。 また、排出事業者による処理責任が適正に果たされるよう、排出事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣することや、産業廃棄物排出事業場の立入検	多量排出事業者から提出される廃棄物処理計画及び処理実績報告について、千葉県ホームページで公開するとともに、提出された廃棄物処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むように事業者を指導しました。 また、排出事業者による処理責任が適正に果たされるよう、排出事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣することや、産業廃棄物排出事業場の立入検査を実施することにより、法の周知や廃棄物の適正処理の指導を実施しました。
○ 排出抑制等に関する指導の実施○ 多量排出事業者による減量等処理計画に関する情報の公開○ 中小零細排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施○ 排出事業者による適正な委託処理の確保	査を実施することにより、法の周知や廃棄物の適正処理の指導を実施しました。 (23年度多量排出事業者報告) ・報告事業者 417社(政令市分除く) 普通産廃284件、特管産廃134件 ・多量排出事業者 排出量計 11,956千トン (排出事業者指導) ・事業場立入数 1,779件 ・講習会 2回	(24年度多量排出事業者報告) ・報告事業者 442件(政令市分除く) 普通産廃321件、特管産廃121件 ・多量排出事業者 排出量計 11,015千トン (排出事業者指導) ・事業場立入数 1,438件 ・講習会 2回
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課	取組評価:〇	取組評価:〇

Π	咨酒	循 晋	の其	般レ	ナナス	、产業	づくり
ш	具 //不	1/8 1/25	ひノ 7平	S HHI C	. ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ')作木	ノヘツ

取組評価: △

静脈産業の活性化

関係課:資源循環推進課

廃棄物が可能な限り環境への負荷の低減を図りなが ら適正に再生利用(リサイクル)され、かつ、再生された|とするため、「小型電子機器のリサイクル」をテーマに 資源が円滑に循環して利用されていくためには、廃棄 物の再生利用を担ういわゆる『静脈産業』の果たす役 割は非常に大きく、その活性化は安定的な適正処理の|策の検討やエコタウンプラン施設との連携について 確保に加え、経済の活性化にもつながります。

施策内容と主な取組

そこで、本県における既存施設やインフラを活用した リサイクルの促進方策の検討など、『静脈産業』の活性 化を促進します。

24年度取組状況

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルを確実なもの 研修会を開催しました。

なお、既存施設やインフラを活用したリサイクルの方 は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故など の影響が続き、休止する施設があったことから、近隣 企業との連携を深めることができませんでした。

千葉県産業廃棄物協会が実施する研修会へ講師と して出席するなどの支援を行うとともに、同協会が実施 協会事業に対して支援を行いました。 している各種検討会へ出席し、意見交換会を行うなど て支援を行いました。

25年度取組状況

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルを確実なもの とするため、「汚泥の減量化・再資源化」をテーマに研 修会を開催しました。

なお、エコタウンプラン地域施設との連携について は、近隣企業との連携を深めることができませんでし

千葉県産業廃棄物協会が実施する研修会へ講師と して出席するなどの支援を行うとともに、同協会が実施 している各種検討会へ出席し、意見交換会を行うなど

その他、千葉県産業廃棄物協会へ処理業者セミナー や収集運搬業の申請相談を委託し、廃棄物の適正処 |理に向けた連携事業を行いました。

取組評価:△

2 優良な産業廃棄物処理業者の育成		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
排出事業者が処理責任を適切に果たすためには、数多い産業廃棄物処理業者の中から廃棄物の種別や処理方法等に応じて適正な処理を行っている業者を選定していく必要があります。 そこで、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定する一助とするため、優良な産業廃棄物処理業者の育成や必要な情報の提供に努めます。	わり、排出事業者が優良な処理業者を選択することができるよう、平成23年度から優良産廃処理業者認定制度が創設されました。同制度に基づく認定申請があった事業者に対しては速やかに審査を行い、認定申請を行いました。	択することができるよう、優良産廃処理業者認定制度 が平成23年度に創設されました。同制度に基づき認定 申請があった事業者に対しては速やかに審査を行い、
○ 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の活用○ 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可延長制度の普及促進○ 産業廃棄物処理業者の自主的な情報公開の促進	<i>t</i> =.	排出事業者への説明会等の場において、法に基づく 情報公開の必要性のほか、自主的な情報公開につい て指導し、排出事業者が適正処理に必要な情報が入 手できるよう制度の周知を図りました。 (H25優良認定事業者数) 収集運搬業 44社 中間処理業 7社
関係課:廃棄物指導課	取組評価: 〇	取組評価: 〇

3 再生資源の利用の促進

施策内容と主な取組

24年度取組状況

25年度取組状況

循環型社会への転換をさらに進めるためには、再生 資源として生成されるせいひんの品質向上や市場ニー ズを踏まえた製品開発などが求められる一方で、適正 な再生資源が継続して利用される環境を整えることが 大切です。

そこで、関係団体や市町村などと連携を図りながら、 廃棄物由来の再生資源がより一層利用されるよう取り 組みます。

- グリーン購入の推進
- 焼却灰を利用した溶融スラグ・エコセメントの利用
- 【○ 建設副産物に係る再生利用等の促進
- 飲鋼スラグ再生品等の安定した利用方法等の検
- 下水汚泥等の資源化利用の推進
- 〇 畜産廃棄物等の利用方法の検討
- 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

県の機関において、環境に配慮した物品の優先購入 (グリーン購入)を推進するため、グリーン購入法第10 条の規定により、平成24年度環境配慮物品調達方針 を策定しました。

また、建設副産物、鉄鋼スラグ、溶融スラグ等の廃棄 |物からの再生資源について、それぞれの品質を踏まえ||物からの再生資源について、それぞれの品質を踏まえ た利用促進に取り組みました。

〇建設副産物の利用促進

平成21年3月に策定された「千葉県建設リサイクル推 進計画2009」に則り、建設廃棄物の再資源化・縮減 率と建設発生土の有効利用率の向上に努めてきた結 果、平成25年度を目標年次とするそれぞれの率は、目 |結果、平成25年度を目標年次とするそれぞれの率は、 標97%に対し96.4%、目標88%に対し、84.0%でした。 千葉県建設副産物対策協議会を活用し、建設副産物 に対する諸課題について情報共有するとともに、目標 達成に向けた会員の資質の向上を目指し講習会の開 催等の活動を行いました。

〇溶融スラグ

アスファルト混合物の細骨材として、一定規模以上の 県発注工事における仕様を義務付けるとともに、県の 環境配慮物品調達方針の対象物品として指定してい ます。県内の溶融スラグ生産施設における、溶融スラ グ生産量及び有効利用等について実態を把握しまし

・溶融スラグの有効利用量、利用率 20,177トン、 81.7%

(うち、県工事での有効利用量:6,767トン)

〇エコセメント

県公共工事での利用を推進しているが、市原エコセメ ントが放射能の問題で操業停止しており、東京たまエ コセメントより調達して利用しました。

・エコセメントの県工事での使用量:13.699トン

県の機関において、環境に配慮した物品の優先購入 (グリーン購入)を推進するため、グリーン購入法第10 条の規定により、平成25年度環境配慮物品調達方針 を策定しました。

また、建設副産物、鉄鋼スラグ、溶融スラグ等の廃棄 た利用促進に取り組みました。

〇建設副産物の利用促進

平成21年3月に策定された「千葉県建設リサイクル 推進計画2009」に則り、建設廃棄物の再資源化・縮 |減率と建設発生土の有効利用率の向上に努めてきた |目標97%に対し93.9%、目標88%に対し、84.8%(平成 25年度完了工事集計。)。具体的な取組みとしては、千 |葉県及び市町村並びに外郭団体建設副産物対策協議 会を活用し、建設副産物に対する諸課題について情報 共有するとともに、目標達成に向けた会員の資質の向 上を目指し講習会の開催等の活動を行いました。

〇溶融スラグ

溶融スラグはアスファルト混合物の細骨材として、県 発注の舗装工事における使用を義務付けるとともに、 県の環境配慮物品調達方針対象物品として指定して います。JIS規格が定められている溶融スラグ、エコセ メント等を「資源循環型社会」の形成に向けた新材料と して、土木工事共通仕様書に記載しました。

溶融スラグの有効利用量、利用率 21.395トン、 74.2%

(うち、県工事での有効利用量:9,529トン)

Oエコセメント

県公共工事での利用を推進しているが、市原エコセ メントが放射能の問題で操業停止しており、東京たまエ コセメントより調達して利用しました。

・エコセメントの県工事での使用量:14.629トン

施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
		〇鉄鋼スラグ 土木工事共通仕様書の改訂に伴い、鉄鋼スラグについて、「資源循環型社会形成に向けた新材料」として継続して掲載しました。
	から放射性物質が検出され、予定どおりの事業着手が	第一原子力発電所の事故の影響により、下水汚泥か
	畜産堆肥を燃料として本格的にセメントキルンにおいて利用を開始するとともに、J-VERの発行を行い、ク	○畜産堆肥 畜産堆肥を燃料としてセメントキルンへの供給を継続するとともに、継続可能なスキームの確立のためのJ- VERクレジットの販売活動を行いました。
	〇農業用廃プラスチック 県廃プラスチック対策協議会及び市町村同協議会と 連携し、回収体制の強化、適正搬出の啓発指導を行い ました。 ・実績:農業用廃プラ回収量2,754トンから 再生資源(グラッシュ)858トンを生成・販売した。	○農業用廃プラスチック 県廃プラスチック対策協議会及び市町村同協議会と 連携し、回収体制の強化、適正排出の啓発指導を行い ました。 ・実績:農業用廃プラ回収量2,878トンから 再生資源(グラッシュ)1,048トン生成・販売した。 ※県補助金:27,340千円
関係課:環境政策課、資源循環推進課、技術管理課、 下水道課、生産販売振興課	取組評価:〇	取組評価:〇

4 バイオマスの活用の推進			
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況	
県内に豊富に存在している畜産廃棄物、食品残さ、	バイオマスの理解を促進し、波及効果を期待するた	食品残さの飼料化の推進を図るため、エコフィード	
林地残材等の様々なバイオマスを有効活用するため、	め、対象を絞り込んだ少人数の実習を含めた研究会を	コーディネーターを設置して、関連事業者のマッチング	
平成21年に制定されたバイオマス活用推進基本法に	開催しました。	を行いました。また、木質バイオマスの利用拡大のた	
基づく千葉県バイオマス活用推進計画に沿って、必要	また、バイオマス製品の利用拡大と木質プラスチック	め、搬出試験を行いました。さらに、バイオマス利活用	
	素材の用途拡大を図るため、各種工業展等への出展	への県民の関心を高めるため、研修会を開催するとと	
マス製品の利用の促進などを図ります。	を行い、普及と企業とのマッチングに努めました。	もに、各種イベントへ出展し、普及啓発に努めました。	
関係課:資源循環推進課	取組評価:〇	取組評価:〇	
5 各種リサイクル法の遵守の指導			
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建	各種リサイクル法について、法に基づく指導や状況把	各種リサイクル法について、法に基づく指導や状況把	
設リサイクル法)や食品循環資源の再生利用等の促進	握に取り組み、適正なリサイクルの促進を図りました。	握に取り組み、適正なリサイクルの促進を図りました。	
に関する法律(食品リサイクル法)などの各種リサイク			
ル法への対応について、機会を捉えて事業者への積			
極的な取組みを促すとともに、県内のリサイクル状況			
の把握に努めます。			
また、各種リサイクル法に基づく指導を徹底し、リサイ			
クルの促進を図ります。			
	○家電リサイクル法	○家電リサイクル法	
	家電製品の適正処理に係る啓発を実施するととも	家電製品の適正処理について周知するとともに、不	
	に、23年度の廃家電不法投棄の状況について取りまと	法投棄の状況ついて取りまとめ、国に報告しました。	
	め、国に報告しました。		
	〇容器包装リサイクル法	○容器包装リサイクル法	
	○谷裔已表リリイグル法 市町村分別収集計画に基づく23年度分別収集報告	○谷都已表りリイケル法市町村分別収集計画に基づく分別収集報告を取ります	
	をとりまとめ、国へ報告しました。	とめ、国に報告するとともに、第7次分別収集計画を策 定しました。	
	〇食品リサイクル法	〇食品リサイクル法	
	国(農林水産省・環境省)と連携し、事業者向けリーフ	国(農林水産省・環境省)と連携し、事業者向けリーフ	
		レットを配布し、関係者の積極的な取り組みを促しまし	
	た。また関東農政局のエコフィード関係会議に出席し、	た。また関東農政局のエコフィード関係会議に出席	
		し、食品リサイクル(飼料化)の取組状況の情報交換を	
	いました。	行いました。	

施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
		○建設リサイクル法 建設リサイクル法に基づく通常のパトロールのほか、 建設及び環境部局合同による春秋の全国一斉パト ロールを実施し、指導の徹底を図りました。 また、法に係る情報伝達・実効性の確保についての 会議を1回開催しました。
	各事業者に対して立入検査を行い、施設の維持管理 や使用済み自動車の引き取り・引き渡し状況等の確認	〇自動車リサイクル法 県内各事業者に対して立入検査を行い、施設の維持 管理や使用済み自動車の引き取り・引き渡し状況等の 確認を行い、指導の徹底を図っています。 ・立ち入り件数 1,263件
	〇小型家電リサイクル法 25年4月の法施行に向け、市町村説明会の開催等制度の周知に努めました。	〇小型家電リサイクル法 研修会を通じての先進事例の紹介、県内市町村の実 施状況の把握と周知等、市町村への情報提供を行い ました。
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課、 技術管理課、農村環境整備課	取組評価:〇	取組評価:〇

Ⅲ 廃棄物の適正処理の確保

1 適正な廃棄物処理施設の整備と維持管理の確保

「適正な廃棄物処理施設の登禰と維持官理の維休」		
(1)一般廃棄物処理施設関係		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
市町村の一般廃棄物処理施設については、既存施設の多くが老朽化への対応を検討しなければならない時期を迎えており、今後のごみの排出量の状況の変化や低炭素社会との関係を考慮した施設の整備・更新や適正な維持管理を進めていく必要があります。 そこで、市町村に対し、一般廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な整備・更新や維持管理が行われるよう、必要な情報の提供や助言を行います。 ○ 広域化・集約化による施設整備の促進 ○ 市町村における廃棄物処理施設の整備の促進 ○ 低炭素社会の形成に資する新たな施設整備の促進 ○ 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進 ○ 維持管理情報の公表	構築に向けた調整を行うよう助言をするとともに、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、倒壊の恐れのある施設の早期の解体撤去を促し、国の制度である循環型社会形成推進交付金を活用し、環境負荷の少ない施設の整備が実施されるよう指導しています。 市町村等が設置している一般廃棄物処理施設に対して、適正な維持管理等が行われているか確認するため、立入検査を実施しました。 特に焼却施設と最終処分場については、焼却灰や放流水等について県において分析検査を行い、適切な状況であるかを確認しました。 (一般廃棄物処理施設)立入り件数 135件(うち、指導件数5件)	て、適正な維持管理等が行われているか確認するため、立入検査を実施しました。 特に焼却施設と最終処分場については、焼却灰や放
関係課:資源循環推進課、廃棄物指導課	取組評価:〇	取組評価:〇

(2)産業廃棄物処理施設関係		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
産業廃棄物処理施設は、適正な廃棄物処理を確保する上で必要不可欠な施設であり、安全性を確保しつつ適切に整備されることが重要です。また、生活環境への支障が生じないように、適正な維持管理等を確保する必要があります。さらに、最終処分によらない処理方法の一つとして、低炭素社会の取組みにもつながる熱回収による廃棄物処理の促進が必要です。 そこで、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行うとともに、適正な維持管理を確保するため、事業者に対し必要な指導等を行います。 ○ 熱回収が可能な施設に係る認定制度の普及促進○廃プラスチック類の熱回収利用の促進○産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保○産業廃棄物処理施設における適正処理の確保○維持管理情報の公表	産業廃棄物処理施設の設置に際しては、廃棄物処理法及び「千葉県廃棄物処理施設の設置に係る手続きを適切に行いました。中間処理業者及び最終処分業者の産業廃棄物処理施設に対しては、重点的に立入検査を実施し、生活環境を保全する上で支障が生じないよう指導を行いました。。また、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しました。産業廃棄物処理施設に対し、定期検査のほか、適正なり、適正な維持管理、廃棄物の適正処理について指導しました。 整理について指導しました。熱回収施設については、熱回収認定制度の周知をホームページ等により行っており、廃棄物院却施設を設置明を行い、事業者による制度の活用を促しました。 (立入り等の実績) H24立入検査の実施件数 351件(指導 183件) H24定期検査の実施件数 中間処理施設 5件 最終処分場 1件(熱回収施設認定) H24県内認定事業者数 2社(24年度末現在)	産業廃棄物処理施設の設置に際しては、廃棄物処理法及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、施設設置に係る手続きを適切に行いました。中間処理業者及び最終処分業者については、重点的に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理が図られるよう、指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の適正な処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しました。産業廃棄物処理施設に対し、定期検査のほか、適宜立入検査を実施し、適正な維持管理、廃棄物の適正処理について指導しました。熱回収施設については、熱回収施設認定制度の周知をホームページ等により行っており、廃棄物焼却施設を設置する事業者から相談があれば、必要な手続き等の説明を行い、事業者による制度の活用を促しました。 (立入り等の実績) H25立入検査の実施件数 447件(指導 132件) (熱回収施設認定) H24県内認定事業者数 2社(25年度末現在)
		取組評価∶○
2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
	ホームページへの情報掲載、関係団体への研修会の周知及び9都県市で作成しているパンフレットの配布を行い、制度の普及を促しました。 (電子マニフェスト普及率) 千葉県の電子マニフェスト普及率:36% 全国の電子マニフェスト普及率:25%	ホームページへの情報掲載、関係団体等への研修会の周知及び9都県市で作成しているパンフレットの配布を行い、制度の普及を促しました。 (電子マニフェスト普及率) 千葉県の電子マニフェスト普及率:42%
そこで、関係団体との連携を図りながら、引き続き電 子マニフェスト制度の普及促進に努めます。	(平成23年度末 ※24年度末現在の普及率は集計中)	〒

PCB原棄物、アスベスト廃棄物及び感染性廃棄物等 の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた。 場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念されることから、その処理に当たっては、特工事業者及び処理が求められます。 そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう。 状まめられます。 そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう。 状は由業者及び処理理の推進 の PCB廃棄物の適正処理の推進 の PCB廃棄物の適正処理の推進 の PCB廃棄物の適正処理の推進 の アスベスト廃棄物の適正処理の推進 の PCB廃棄物の適正処理の推進 の アスベスト廃棄物の適正処理の推進 の PCB原棄物の適正処理の推進 の PCB原棄物の適正処理について指導また。 また、果ホームページでアスベスト廃棄物の置正処理の情報を提供した。 また、果ホームページでアスベスト廃棄物の調正処理の情報を提供して、おより、また、果ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供して、おより、また、果ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供し、さらに、事者の団体の遺習会に限職員を講師として派遣し適正処理について説明を行いました。 ・ 立人り事業場数 139件 の 感染性廃棄物	3 有害廃棄物の適正処理の推進		
の有書廃棄物は、不法授棄や不適正処理が行われた。 構会に、生活環等や人体の深類な影響が懸念され。 ることから、その処理に当たっては、特に適正な処理が務められます。 そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、 採出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報 の提供を行います。 OPCB廃棄物 の提供を行います。 OPCB廃棄物の方面正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理の推進 Oアスペスト廃棄物の適正処理についた消毒を行いました。 ・ PCB届出件数 1,980件 ・ 立入り事業場数 575事業場 Oアスペスト廃棄物の適正処理についた消毒を行いました。 また、県ホームページでアスペスト廃棄物の適正処 理の情報を提供し、さらに、事業者の団体の講習会に 環職員を講師として派遣し適正処理について説明を行いました。。 ・ する、排事、また。 ・ また、県ホームページでアスペスト廃棄物の適正処 理の情報を提供し、さらに、事業者の団体の講習会に 保職員を講師として派遣し、適正処理について説明を行いました。。 ・ さらに、アスペスト対策の強化に関する国への要望を 実施しました。。 ・ 立入り事業場数 139件 O感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同 行いました。 ・ 立入り事業場数 87件 O感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同 行いました。 ・ 立入り事業場数 87件 O感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同 行いました。 ・ 立、アペスト対策の強化に関する国への要望を 実施しました。 ・ 立、アペスト対策の強化に関する国への要述を 実施しました。 ・ 立、アペスト対策の強として、アペスト対策の強として、アペスト対策の強に関する国への要望を 実施しました。 ・ 立、アペスト対策の強として、アペスト対策の強として、アペスト対策の強として、アペスト対策を を施しました。 ・ 立、アペスト対策を を関するとして、アペスト対策を を変化を を定していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、 排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報 の提供を行います。 PCB廃棄物の通子処理の推進 PCB廃棄物の適正処理の推進 PCB廃棄物の適正処理の推進 PCB廃棄物の適正処理の推進 PCB廃棄物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理の推進 PCB原業物の適正処理についた指導を行いました。 PCB原業物の適正処理について指導を行いました。 PCB原業物の適正処理について指導を行いました。 PCB原業物の適正処理について指導を行いました。 PCB原業物の適正処理について指導を行いました。 PCB原業物の適正処理について指導を行いました。 PCB原業物の通正処理について指導を対いました。 PCB原業物の適正処理について指導を対いました。 PCB原業物の適正処理について指導を対いました。 PCB原業物の通正処理について指導を対いました。 PCB原業物の通正処理について指導を行いました。 PCB原業物の通正の力検査等を実施し、適正処理について指導を行いました。 では、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について説明を行いました。 では、排出事業場の立入検査等を実施してが違しに、事業者団体の諸習会に 果職員を講師として派遣し、適正処理について説明を行いました。 でもに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を 変施しました。 で立入り事業場数 87件 PCB原業物の過正処理について説明を でき、排出事業場の立入検査等を実施している決定した。 でもに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を を治に、アスベスト対策の強化に関する国への要望を を治に、アスベスト対策の強化に関する国への要望を を治した。 で立入り事業場数 87件 PCB原業物の過ごと PCB原薬物の処分規関にでいて対導を行いました。 でもとともに、事業者団体の諸習会に でいまして派遣し、適正処理について説明を 行いました。 でもとして、でき、アンベスト対策の強化に関する国への要望を を治にした。 で立入り事業場数 87件 PCB原薬物の適正処理を でうした。 できにしている病院等への医療監視に同 行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正 処理を指導しました。 ・医療関係機関立入件数 111件	の有害廃棄物は、不法投棄や不適正処理が行われた 場合に、生活環境や人体への深刻な影響が懸念され ることから、その処理に当たっては、特に適正な処理	業者に対して、それぞれの状況に応じた必要な指導や 情報の提供を行いました。	業者に対して、それぞれの状況に応じた必要な指導や 情報の提供を行いました。
・立入り事業場数 575事業場 ・立入り事業場数 575事業場 ・立入り事業場数 634事業場 ○アスペスト廃棄物 「アスペスト廃棄物 「アスペスト廃棄物 「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「アスペスト廃棄物・「でアスペスト廃棄物・の適正処理について指導しました。また、県ホームページでアスペスト廃棄物の適正処理の情報を提供するとともに、事業者の団体の講習会に、県職員を講師として派遣し、適正処理について説明を行いました。 ・立入り事業場数 139件 ○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。 ・立入り事業場数 87件 ○感染性廃棄物 ・立入り事業場数 634事業場 ○アスペスト廃棄物・634事業場 ○アスペスト廃棄物・64年物・企ともは、事業者団体の講習会に関連の情報を提供するとともに、事業者団体の講習会に果職員を講師として派遣し、適正処理について説明を行いました。 ・ 立入り事業場数 87件 ○感染性廃棄物 ・ 立入り事業場数 87件 ○感染性廃棄物 ・ 立入り事業場数 634事業場 ○アスペスト廃棄物・第二で、場合で、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、中華、	そこで、有害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、 排出事業者及び処理業者に対して必要な指導や情報	PCB廃棄物の処分期限までの処分と適正保管について、ホームページなどを通じた情報提供、PCB特別措置法第8条に基づく届出指導やPCB廃棄物を保管する事業場への立入検査に際しての指導を行いまし	PCB廃棄物の処分期限までの処分と適正保管について、ホームページなどを通じた情報提供、PCB特別措置法第8条に基づく届出やPCB廃棄物を保管する
「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導しました。また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供し、さらに、事業者の団体の講習会に 県職員を講師として派遣し適正処理について説明を行いました。 さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を 実施しました。 ・立入り事業場数 139件 ○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。 ・重療関係機関立入件数 111件	〇 アスベスト廃棄物の適正処理の推進		
	関係課: 資源循環推進課、廃棄物指導課	「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導しました。また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供し、さらに、事業者の団体の講習会に県職員を講師として派遣し適正処理について説明を行いました。さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施しました。・立入り事業場数 139件 ○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。	「アスベスト廃棄物発生事業場監視指導要領」に基づき、排出事業場の立入検査等を実施し、適正処理について指導しました。また、県ホームページでアスベスト廃棄物の適正処理の情報を提供するとともに、事業者団体の講習会に県職員を講師として派遣し、適正処理について説明を行いました。さらに、アスベスト対策の強化に関する国への要望を実施しました。・立入り事業場数 87件 ○感染性廃棄物 各保健所で実施している病院等への医療監視に同行し、医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理を指導しました。

次言発生時には、大量の廃棄物が発生し、その排出 方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることか 6、災害時の円滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄 物の処理体制の整備に努めます。 また、東日本大震災での災害廃棄物処理を実施している の文障を及ぼさないよう適血な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。 また、東日本大震災での災害廃棄物処理で得られた。 を認識して必要を及ぼさないよう適血な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。 あることから、その処理体制の整備に努めます。 本産業に素質を関係した。 の実障を及ぼさないよう適血な処理を行う必要があることから、その処理体制の整備に努めます。 本産業産業物処理マニュアル策定ガイドライン」を平成25年3月に存むました。 本産業産業物処理マニュアル策定ガイドライン」を平成25年3月に存むました。 本産業産業物処理で大力と変があることから、その処理体制の整備に努めます。 本産業産業物処理で大力と、主意は、治療性の関係で発生した過失が書きによる災害廃棄物の処理に関しての情務物が策地域計画に選定した重点5区域の内、4区域の方は、2、実験を物の処理に関しての情報提供・助言等により支援を行いました。 (館山市・鴨川市・木更津市・いずみ市)の漂着物の回収が選(466m)を実施し、海岸の食好な景観と環境保全を図りました。 (東日本大震災における県内炎害廃棄物発生量) 発生推計量、約13万8千トン ト23年度~平成24年度処理量:13万1千トン ト23年度~平成24年度処理量:13万1千トン お24年度に作成した「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアルの方と作成した「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定が、14年の食が会業を変しました。 本産業務物のの理の推進について、千葉県海岸漂着物のの関処と市町村における災害廃棄物の回収の関ルでもフェアルの策定を促しました。また、5、19年の19月に開催した市村との意見交換会においてもマニュアルの策定を促しました。また、19年の19月に開催した市村との意見交換会においてもマニュアルの策定を促しました。また、19年の表が発生量)発生推計量・約13万8千トン ト23年度~平成25年度処理量・約13万8千トン ・25年度~平成25年度処理量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生推計量・約13万8千トシ・発生が表による災害廃棄物の処理に関しての情報を表しました。 ・25年度を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	4 災害廃棄物等の処理体制の整備		
方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることか 6、災害時の門滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄 物の処理体制の整備に努めます。 また、海岸等に漂着するごみについても、生活環境 への支障を及ぼさないよう適正な処理を行う必要があ ることから、その処理体制の整備に努めます。 本に東日本大震災での災害廃棄物処理で得られた を制等を踏まえて、今後の大規模決害に備え、市町村等に対して、情報提供や助言等の支援を行い を制等を踏まえて、今後の大規模決害の機工を対策するため、「千葉県市 の円滑な廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を平成25年3月に作成しました。 海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂 着物対策地域計画に選定した重点5区域の内、4区域 (館山市、鴨川市、木更津市、い寸み市)の漂着物の回収処理(486㎡)を実施し、海岸の良好な景観と環境保 全を図りました。 ① 災害廃棄物処理体制の整備 ② 策事を踏まるため、「神楽中海・により支援を行うとした。 本は、野田市で発生した選高機工を発売した。 東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理は平成 の円滑な変更を表現でしています。 本は、野田市で発生した選高機大制では、大き産業の処理に関して の場に発するため、「神楽中海・により支援を行いました。 本は、野田市で発生した電巻被害や、合風26号で発生した浸水被害等による災害廃棄物の処理に関して の構設・行す対等に対し、災害廃棄物の処理に関して の機にした。 本は、野田市で発生した電巻被害や、合風26号で発生した浸水被害等による災害廃棄物の処理に関して の機にした。 本は、野田市で発生した電巻被害や、合風26号で発生した浸水被害等に対し、大き廃棄物の処理に関して の場に、カーガイ等に対して、5月に各市町村 担当者を対象に説明会を開催した。 本は計量、約13万8千トン H23年度~平成24年度処理量:13万1千トシ ・海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂 着物対策地域計画に選定した重点5区域館山市、木 更津市、鴨川市、富津市、いすみ市のの策定を促しました。 本は、アルマルマ・アルの策定を促しました。 本は計画に選定した重点5区域館山市、木 更津市、鴨川市、富津市、は対す・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・			
○ 災害廃棄物処理体制の整備 ○ 海岸漂着物等の処理の推進 ・ 発生推計量:約13万8千トン ・ H23年度~平成24年度処理量:13万1千トン ・ A24年度処理量:13万1千トン ・ A25年度/平成24年度処理量:13万1千トン ・ A25年度/平成24年度処理量:13万1千トン ・ A25年度/平成24年度処理量:13万1千トン ・ A25年度/平成24年度処理量:13万1千トン ・ A25年度/平成25年度処理の推進について、千葉県海岸漂着物が策地域計画に選定した重点5区域(館山市、木東津市、鴨川市、富津市、いすみ市)の漂着物の回収処理(2,412㎡)を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。 ・ (東日本大震災における県内災害廃棄物発生量)発生推計量:約13万8千トン ・ H23年度~平成25年度処理量:約13万8千トン ・ H23年度~平成25年度処理量:約13万8千トン	災害発生時には、大量の廃棄物が発生し、その排出 方法や処理方法に混乱が生ずるおそれがあることか ら、災害時の円滑な廃棄物処理が行えるよう災害廃棄 物の処理体制の整備に努めます。 また、海岸等に漂着するごみについても、生活環境 への支障を及ぼさないよう適正な処理を行う必要があ	平成23年3月に発生した東日本大震災に関して、平成24年度も引き続き災害廃棄物の処理を実施している市町村等に対して、情報提供や助言等を行いました。また、東日本大震災での災害廃棄物処理で得られた教訓等を踏まえて、今後の大規模災害に備え、市町村の円滑な災害廃棄物処理を支援するため、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を平成25年3月に作成しました。 海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域の内、4区域(館山市、鴨川市、木更津市、いすみ市)の漂着物の回収処理(466㎡)を実施し、海岸の良好な景観と環境保	平成23年3月に発生した東日本大震災に関して、平成25年度も引き続き災害廃棄物の処理を実施している市町村等に対して、情報提供や助言等の支援を行いました。 東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理は平成25年度末で全量完了しています。 また、野田市で発生した竜巻被害や、台風26号で発生した浸水被害等による災害廃棄物の処理に関しても、市町村等に対し、災害廃棄物の処理に関しての情報提供や助言等により支援を行いました。 24年度に作成した「千葉県市町村災害廃棄物処理マ
		(東日本大震災における県内災害廃棄物発生量) 発生推計量:約13万8千トン	担当者を対象に説明会を開催し、ガイドラインの内容の周知と市町村における災害廃棄物処理マニュアルの策定を促しました。また、9月~10月に開催した市町村との意見交換会においてもマニュアルの策定を促しました。 海岸漂着物の処理の推進について、千葉県海岸漂着物対策地域計画に選定した重点5区域(館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市)の漂着物の回収処理(2,412㎡)を実施し、海岸の良好な景観と環境保全を図りました。 (東日本大震災における県内災害廃棄物発生量)発生推計量:約13万8千トン
関係課: 資源循環推進課 取組評価: 〇 取組評価: 〇	関係課:資源循環推進課	取組評価:〇	取組評価:〇

千葉県廃棄物処理計画進捗状況一覧表

十葉県廃棄物処理計画進捗状況一覧表		
Ⅳ 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶		
1 環境美化意識の向上と実践活動の促進		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
ごみの散乱は景観を損ねるだけでなく、腐敗や悪臭などにより生活環境に支障を及ぼすおそれもあることから、ごみの散乱等を未然に防止することが重要です。		各市町村のいわゆるポイ捨て禁止条例の制定状況を把握し、千葉県ホームページで公表しています。 5月26日の一斉清掃日を中心に、全市町村で「ごみゼロ運動」を実施しました。
そこで、ごみの散乱等を防止するため、市町村等の 関係機関・団体と連携を図りながら環境美化意識の向 上と実践活動を推進します。	(ごみゼロ運動) ・参加者:59万9千人が参加 ・ごみ収集量:816トン	(ごみゼロ運動) ・参加者:58万7千人 ・ごみ収集量:827トン
○ 環境美化意識の向上と実践活動の推進○ ごみの散乱等の防止対策の促進		
関係課:資源循環推進課		取組評価:〇
2 廃家電等の処理費用負担に対する意識向_	∟の推進	
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの廃家電の不法投棄事 例が後を絶たない状況が続いていますが、その一因と	不法投棄の防止に向け、県民、市町村等への情報提	
して、不要となった廃家電のリサイクル料金の負担が挙げられています。また、地上デジタル放送への完全移行に伴い、不要となったテレビの不法投棄が増加する懸念があります。 そこで、適正なリサイクル費用の負担について県民の理解促進を図るとともに、不法投棄を防止するための制度改正等について、国へ働きかけます。 ○ リサイクル費用の負担に係る普及啓発 ○ 家電リサイクル法に関する国への要望	また国に対し、リサイクル料金の前払い制度の検討	供を行いました。 また、国に対し、リサイクル料金の前払い制度の検討 を行うよう要望しました。 ・H25県内不法投棄台数(4品目合計) 5,388台

3 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
産業廃棄物などがいったん不法に投棄されると完全	不法投棄の監視について、廃棄物指導課の監視パト	廃棄物指導課の監視パトロールと併せて民間警備会
な原状回復が難しく、周辺の自然環境や生活環境へ	ロールと併せて民間警備会社へ委託することで24時	社への委託により24時間・365日の監視活動を実施す
	間・365日の監視活動を実施しました。	るとともに、25年度から従来のパトロールに加え、不適
の種類や性状によってはその影響は深刻となるため、		正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視する定点
不法投棄を未然に防止することが大切です。	等への立入検査権限を付与するとともに、県の出先機	監視等を行うスポット監視を実施しました。
	関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議に	また、市町村職員(44市町村360人)に不法投棄現場
き続き、市町村等との連携を図りながら、徹底した監視	おいて情報交換や合同パトロールを実施するなどの取	
活動に取り組みます。	組により不法投棄の未然防止を図りました。	関、市町村及び警察などで構成する地区連絡会議に
		おいて情報交換や合同パトロールを実施するなどの取
また、廃棄物処理に関する不適正処理が行われた場	果確認された不適正処理等について、早急に適正な	組により不法投棄の未然防止を図りました。
合には、行為者に対して適正な処理を行うよう必要な	処理を行うよう指導を行い、悪質な行為者に対しては、	事業場への立入検査を述べ2,152件実施し、その結
指導を行うとともに、悪質な行為者に対しては、廃棄物	法に基づき改善命令や取消処分等を行いました。	果確認された不適正処理等について、早急に適正な
処理法等に基づく行政処分等を行います。		処理を行うよう指導しました。悪質な行為者に対して
〇 不法投棄監視の徹底	(立入検査、処分実績)	は、法に基づき取消処分等の行政処分を行いました。
〇 不適正処理に対する指導の徹底	立入検査:2,055件(延べ件数)	
〇 悪質な行為者等に対する行政処分の実施	処分実績:措置命令1件、改善命令2件、業務停止2	(立入検査、処分実績)
	件、許可取消18件、告発5件	立入検査:2,152件(延べ件数)
		処分実績:措置命令1件、業務停止1件、許可取消9件
関係課:廃棄物指導課	取組評価:〇	取組評価:〇

4 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
不法投棄等の不適正処理が行われてしまった廃棄	不法投棄された産業廃棄物については、行為者に対	
物については、周辺環境へ支障を生じさせないよう、そ		し撤去指導を行うとともに、排出事業者の特定に努め
	ました。	ました。
置を行わせることが必要です。	また、行為者等に対しては、不法投棄廃棄物の撤去	また、行為者等に対しては、不法投棄廃棄物の撤去
フーマ キロケッキャーリーマ 国内理学・の大陸	指導に併せて、撤去までの間に周辺環境へ支障を生じ	
		させないよう適正な管理を指導しました。
を生じさせないよう適正な管理と改善措置を行わせる とともに、違反行為者等が判明しない場合等で周辺環	さらに生活環境保全上の著しい仕様が認められた箇 所(1箇所)について、行政代執行による撤去を行いま	さらに生活環境保全上の著しい支障が認められた箇 所(1箇所)について、廃棄物の埋設範囲等の環境調
境への支障を防止する緊急の必要が生じたときは、行		所(「固角) / こういく、焼果物の埋設範囲等の環境調 査を実施しました。
政代執行による支障の除去を行います。	0/20	且で大心しように。
STOPPINE OXIFORMACING SONS		
〇 不法投棄廃棄物の撤去等の指導の徹底		
〇 不法投棄廃棄物の適切な管理の徹底		
〇 不法投棄廃棄物の支障除去対策の実施		
即 <i>区</i> 钾. 皮	取4至. ←	取织部体. 〇
関係課:廃棄物指導課	取組評価:〇	取組評価∶○

千葉県廃棄物処理計画進捗状況一覧表

V 持続可能な循環型社会の構築に向けた仕組み作り		
1 一般廃棄物処理困難物の資源化の検討		
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
家庭から排出される廃棄物の内、市町村による処理 が困難な廃棄物(処理困難物)に関し、市町村における 現状や課題などを確認しながら新たな資源化や適正処 理の仕組みなどについて必要な検討を行います。	市町村における処理困難物の扱いの現状や課題等を調査し、適正かつ効率的に処理するための枠組みについて検討を行いました。	市町村との意見交換会等において、24年度の検討調査の内容を報告し、情報提供を行いました。
関係課: 資源循環推進課	取組評価:〇	取組評価∶○
2 産業廃棄物処理施設の適正な設置と維持管	理のあり方の検討	
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する産業廃棄物については、環境への負荷の低減を図りながら適正処理を確保することが重要であり、そのための産業廃棄物処理施設の整備は不可欠です。 一方、最終処分場をはじめとする産業廃棄物処理施設については、周辺住民における不信感や不安感を依然として払拭できていないことから、新たな立地が困難な状況にあります。 そこで、周辺の住民や生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の適正な整備と施設の維持管理のあり方等について、必要な検討を行います。 関係課:廃棄物指導課、資源循環推進課		法令・指導要綱による設置許可手続・事業者への指導等を通じ、周辺の生活環境等に配慮した産業廃棄物処理施設の整備・維持管理を図っているところですが、制度運用におけるより一層の円滑化・適正化を図るための検討を行いました。

。 女衆広春集の処理に明まるひと明しのより	+ o M = 1	
3 産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり	7.0	
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
産業廃棄物処理施設や廃棄物の資源化施設の整備については、民間事業者による整備が基本ですが、適正な処理や資源化が困難なものや民間事業者では設置が困難な施設等については、行政が関与した整備も一つの選択肢となります。 現在、公的関与の施設として財団法人干葉県まちづくり公社が運営する最終処分場がありますが、特に立地が困難な最終処分場については、今後残余容量が不足する事態も想定されます。	他都道府県の公的関与の処分場の設置・運営状況について、ホームページ等から情報収集を行いました。	公的関与の産業廃棄物最終処分場設置県に対し、施設の設置から維持管理に関する状況等について、ヒアリングを行いました。 そのヒアリングの結果を踏まえ、各都道府県に対し、アンケート調査を行い、各都道府県における公的関与の処理施設に関する考え方を整理しました。
そこで、長期安定的な処理施設の確保を図る観点から、必要な廃棄物処理施設を確保するための一つの手法として、廃棄物処理施設における公的関与のあり方について、必要な検討を行います。		
関係課:資源循環推進課	取組評価: △	取組評価:〇
4 産業廃棄物の広域移動の実態把握と対策の)検討	
施策内容と主な取組	24年度取組状況	25年度取組状況
大量の産業廃棄物が本県に集まってくることは、産業廃棄物処理施設周辺地域における生活環境への影響が懸念され、また、最終処分場の残余容量の減少につながる懸念もあることから、今後の本県における廃棄物処理に影響を及ぼすおそれも考えられます。一方で、県内で発生した産業廃棄物が県外に流出することもあり、その場合には流出先都道府県で、本県と同様の問題を抱えることになります。 そこで、産業廃棄物の広域移動の実態把握や産業廃棄物の流出入に対する広域的な対策について、関係団体等の意見を聴きながら必要な検討を進めます。	また、指導要綱の一部改正に伴い、中間処理による	県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づき、県外産業廃棄物を県内で埋立処分する際の事前協議、中間処理を行う場合の事前届出等を実施させ、産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分場の確保を図りました。また、県外指導要綱の一部改正を行い、中間処理による届出制については廃止し、3ヶ月ごとの処分実績を求める制度に改めました。
関係課:廃棄物指導課	取組評価:〇	取組評価:〇

5 建設廃棄物の発生から処分までの一元管理	の推進	
施策内容	24年度取組状況	25年度取組状況
建設廃棄物は、建設リサイクル法の施行により再生利用率が向上したものの、依然として不法投棄される事例が見受けられるなど、適正処理の徹底を引き続き進める必要があります。 この場合、発生から処分までの一連の流れを管理することは資源の有効利用や不適正処理の未然防止につながるため、発生から処分までを一元的に把握する仕組みづくり等について検討を進め、必要に応じて国等への働きかけを行います。	建設廃棄物の発生から再生利用を含むまでの流れを	
関係課:資源循環推進課		取組評価:〇
6 産業廃棄物に関する統計情報等の活用によ	る実態把握方法等の検討	
施策内容	24年度取組状況	25年度取組状況
等を推計しているところですが、より正確な排出量の把握や連続性の確保を図るため、極力推計を排除することが望ましいところです。 そこで、多量排出事業者からの届出や産業廃棄物処分業者の実績報告などの既存統計資料をもとに、産業廃棄物の排出量や処理の状況に関するより正確な実態を把握する方法等について、必要な検討を行います。	ていないことから、千葉氏も含む3市に対して正式にデータ提供を行い、誤差要因の一つを解決すべく検討を行いました。 (参考) 21年度、22年度 法定実績報告を用いて産業廃棄物の発生・中間処理・最終処分の流れを把握するシステムの構築を実施	24年度に取組んだ誤差要因以外に本システムには一部業種からの発生量が含まれていないため、県の公表値との間にはまだ誤差があります。 そこで、この要因をどのように解決していくかを考え、県の公表値と最終的な整合を取ることを目標として取組んだところ、24年度結果と比較し、県の公表値との補足率が向上しました。
関係課:資源循環推進課、環境研究センター	取組評価:〇	取組評価:〇

7 地域の実情に応じた施策や制度の実施に関する国への提案・要望		
施策内容	24年度取組状況	25年度取組状況
適正な廃棄物処理を進める上で、現在の法令や国の	廃棄物の適正処理を進める上で緊急かつ重点的に国	廃棄物の適正処理を進める上で緊急かつ重点的に国
制度の中では対応が困難なものも想定されます。	へ提案・要望していく必要のある重要事項を取りまと	へ提案・要望していく必要のある重要事項を取りまと
	め、6月に提案・要望を実施しました。	め、6月に提案・要望を実施しました。
そこで、地域の実情に応じた廃棄物の適正処理を進	また、九都県市首脳会議からも、制度改正や予算確	また、九都県市首脳会議からも、制度改正や予算確
める上で、新たな施策や制度が必要と考えられる場合	保などの要望を11月に実施しました。	保などの要望を11月に実施しました。
には、必要な制度改正や予算確保などについて、国等		
に対して提案・要望を行います。		
	T-40-57/T-0	TR-40=T/T
関係課:資源循環推進課	取組評価:○	取組評価∶○